

逆境から活路を開く困難に立ち向かう道筋が見出せないもどかしさに切歯扼腕の日々であったことと存じます。幸いにして、後任の石谷八郎新組合長は、青年期よりこの道一筋に森林保全に傾注してこられた経験と情熱は余人の及ばない胆識の持ち主であり、今後のご活躍にご期待を申し上げるところでございます。

今、我が国の政治は国際的にも国内的にも極めて混乱しており、多岐亡羊たる有様であります。とりわけ、国土の七十パーセントを占める林業政策は半世紀前に木材自由化されて以来、確固たる国内対策が打ち出されていままに今日の林業衰退を惹起してしまつた林政の貧弱を懐嘆せざるをえません。完全自給可能な国内林業対策をおさなりにして輸入外材に蹂躪されてきた貧困な林政にもかかわらず、全国七百森林組合の同胞百五十二万組合員の活動の誇りは、「我らこそ森の防人」との信念があるからであります。

翻つて、本県の森は、母なる琵琶湖の水源の森であります。関西千四百万人の命と暮らしを支える琵琶湖二百七十五億トンの水源（日本一の徳山ダムの一割）に相

当）は、県土の二分の一を占める二十万ヘクタールの森林が健全であればこそであります。とりわけ、北湖の透明な水は雪深い湖北の森が長期に亘つて水を蓄え徐々に琵琶湖に注ぐからであります。その森の健全な保全には計画的に持続的施業を推進することが極めて重要であります。

戦中に荒廃した森林に戦後造林推進された我が国の人工林は一千万ヘクタールにおよび、それが今や経済伐期に入りつつあるものの、前述のような長い林政の貧弱から林業の荒廃が極めて憂慮される今日であります。政府は、新たな林業対策として「森林・林業再生プラン」を策定し、十年後の木材国内自給率を五十パーセント（現在二十四パーセント）に引き上げるとしています。

そのプランの中から私達森林組合が重視すべき施業は、戦後の高密度植林の林地を適正密度に間引く間伐の促進とコスト軽減と施業効率化のための路網整備を五ヘクタール以上の団地単位に集約的に推進することです。すでに当組合では諸活動の重点事業に位置付けて、管内二万四千ヘクタールの森林を次代に健全な森として引き継ぎ百年林の美林造成を目指して、組合員皆様

のご理解を求めながら団地化集約施業を精力的に推進しているところであります。継続は力なりと申しますが、森林施業はまさに地道に計画的に継続施業を推進することであります。

漆黒の闇夜といえども朝の来ない夜はありません。数千年の生命力を持つ森の驚異に敬虔な畏れを忘れず、石谷八郎新代表理事組合長の指導のもとに全組合員が刮目して深い洞察力と不動の信念をもつて一途に団地化集約化施業に取り組めば、必ずや逆境は順境となり現下の厳しい林業環境からの活路は開けるものと確信いたします。結びに、組合員皆様のご健勝とご繁栄を心から念じまして退任のご挨拶とさせていただきます。

就任ご挨拶



組合長 理事 代表 石谷 八郎

寒さも日毎に厳しさを増すこの頃ですが、組合員の皆様にはご清祥のこととお慶び申し上げます。

組合員の皆様には森林の持つ多面的公益性維持に格段のご理解と

ご協力を賜り、加えて森林組合運営に対しても力強いご支援を賜り厚く感謝を申し上げます。

滋賀北部森林組合も合併後七年を経過し、国が出した「森林・林業再生プラン」と共に厳しい林業予算と相まって、組合員の皆さんはじめ林家にとつて森林整備に対する公的支援の幅が狭まった感が強くなる一方の時期、組合運営も一段と厳しい時代を迎えました。

こうした中、第七回通常総代会において滋賀北部森林組合第四期役員の一員としてご信任いただき、その後の理事会にて図らずも代表理事組合長に推挙され、当然そのような器でもなく固く辞退いたしました。他の理事や監事の皆さんからも力強いご支援を約していただきましたので、浅学非才のこの身をもって粉骨碎身の覚悟で組合運営に努めさせていただきますこととなりました。

組合運営においては、「山と人が歡ぶ」施業策を推進してまいります。組合員の皆様におかれまして、組合利用機会の拡大をはじめめとして、従前にも増してご支援賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

負担金なしの間伐で山を手入れしませんか？



間伐がされず災害に弱い山



間伐材を搬出する安価な作業道



林道端に集積された間伐材



間伐材を運搬車で林道まで搬出

搬出や利用販売
することで補助
金制度を活用

施業集約化という制度によって、利用間伐（間伐材を搬出して木材として利用する方法）をします。そのため、搬出用の低コストで崩れにくい構造の作業道（幅員 2.5m ~ 3.0m）を作る補助制度も活用します。

この制度は、**複数の森林所有者の隣接する林地をとりまとめ、5 ha 以上の団地的まとまりを作り、間伐した木材を搬出して利用する**、という要件を整えれば間伐材を販売するための運賃やその他経費に充てるための補助制度もあり、結果的に負担金なしで間伐ができます。

更にこんなメリットも!!

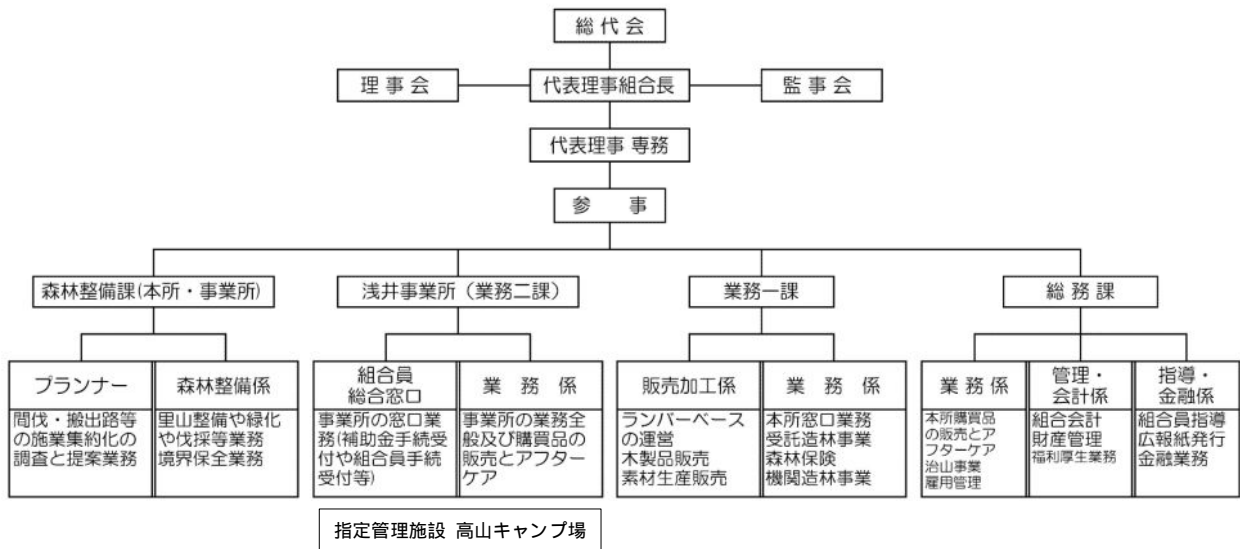
境界線を所有者どうしの確認で決めていただくことで、測量の結果などにより次代へ伝えられる。

次回の間伐では搬出用作業道があるので、事業費も安くなり、搬出される材も良質なものが期待できて、補助制度が変わっていても有利に間伐ができる

(木材販売収入 + 補助金)
- (間伐・作業道開設事業費)
- (現地調査経費)
- (木材搬出経費)

0 円以上となり、条件が良ければ森林所有者に木材販売収入の一部が還元されます。

滋賀北部森林組合機構図



業務一課と総務課は本所(米原市市場)にあり、業務二課は浅井事業所(長浜市内保町)にあります。森林整備課は本所にも浅井事業所にも担当職員がいますので、お気軽にご利用下さい。

ご存じですか？

森林の土地を取得したときには 届け出が必要となりました

次のような場合には、その土地がある市町村へ届出が義務付けられました。

- 相続又は贈与による森林の土地の取得
- 無償譲渡による森林の土地の取得
- 森林の土地を所有している法人を買収(法人名義の変更を伴うもの)したことによる森林の土地の取得
- 売買による森林の土地の取得(ただし、次の場合の面積の売買は国土利用計画法に基づく届出を行わなければならないため、今回制定された森林法上の届出は不要となります。)
- ア．市街化区域で2,000㎡以上
- イ．その他の都市計画区域で5,000㎡以上
- ウ．都市計画区域外の10,000㎡以上

届出期限は土地取得から90日以内

届出をしないと10万円以下の過料あり

届出用紙には、当該土地の登記事項証明書と土地売買契約書などの権利取得の原因となる事実証明の書面や、当該土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を図示したもの)の添付が必要です。

届出用紙は森林組合ホームページからもダウンロードできます。(長浜市用と米原市用)

<http://www.lumber-base.jp/sub3.html> (Excel様式のものとはPDF様式があります。)

編集後記

森林組合広報紙「育むみどり」も今春発行予定が遅れて今になってしまいました。今回は第七回通常総代会で信任された第四期役員との報告と、交代となった代表理事組合長の挨拶を紹介いたしました。この挨拶の中にもあったように、森林・林業の施策も大きな変化点を迎え、組合運営も厳しい真冬の時代となってまいりました。TPP問題や原発問題が連日のように取り沙汰されましたが、いずれの問題も具体的ビジョンも示せぬまま、政略の道具にされています。原発問題から節電となり、代替エネルギー源の一つとして木質バイオマスが以前よりも注目されてきました。確かに日本の山々には近隣外国へ輸出できる程木材が成長しており、これに目を向けるのは当然の流れ乍ら、現実にはこれらの木材を安価に搬出する基本となる林内路網も少なく、機械化も最近になって導入数が増え始めたばかりのため、木質バイオマス利用には今少し時間が必要です。しかし、今回も紹介している施業集約化という取り組みを進めることで、安定量を安価に供給できる道筋を広げられるのです。今こそ必要な箇所へ安価で安定した道を縦横に付けて、長期に亘って生産コストが安くなるように是非近くの山主さんと共に皆さんも参加して下さい。

文責 伊夫伎